

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年11月29日

水 曜 日

第 4285 号

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2
- 森林病虫害等の駆除命令
- 伐採木等の移動制限命令 5

公 告

- 落札者等の公示 6
- 開発行為の工事完了 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第466号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成29年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
近藤 悟	耳鼻咽喉科	医療法人財団正友会中村記念病院	氷見市島尾825番地	平成29年11月1日
増田 良一	脳神経外科	射水市民病院	射水市朴木20番地	平成29年10月6日

多賀 正	整形外科	射水市民病院	射水市朴木20番地	平成29年11月1日
中西 章	整形外科	射水市民病院	射水市朴木20番地	平成29年11月1日

富山県告示第467号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成29年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援、就労継続支援B型	平成29年11月6日	1610700211	特定非営利活動法人教育研究所	神奈川県横浜市港南区丸山台二丁目26番20号	多機能型事業所（いわ）	黒部市新牧野 101 サンプル2階

富山県告示第468号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成29年12月20日から平成30年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第469号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間**(1) 区域**

黒部市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成29年12月20日から平成30年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒及び破砕、又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その

提出があったときは、3 に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第470号

伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成29年12月20日から平成30年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため

~~~~~  
公 告  
~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 11 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る特定役務の名称

富山県立大学新棟新築工事

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県土木部管理課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 落札者を決定した日

平成 29 年 10 月 30 日

4 落札者の氏名及び住所

佐藤工業・塩谷建設・射水建設興業富山県立大学新棟新築工事共同企業体 富山市桜木町 1 番 11 号

5 落札金額

5,454,000,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成 29 年 9 月 11 日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成29年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
黒部市岡 304番 1 の一部、堀切 1 番 1 の一部及び天神新77番 3 の一部	同 左	道路 広場	黒部市三日市1301番地	黒部市

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングゾーン・パトラ南 高岡市戸出町 4 丁目 1290番 3 ほか30筆

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大希 高岡市戸出町 4 丁目 3 番 28号 代表取締役 前田 喜美子

3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 1, 268㎡**4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡****5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1, 000平方メートル以下となる日**

平成29年 6 月 30日

6 廃止する理由 小売店舗を閉店したため

